八 戸 圏 域 水 道 企 業 団令和 6 年度 水質検査計画



白山浄水場

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理に おいて中核となるものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目と検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 9 水質検査結果の評価
- 10 水質検査の精度と信頼性保証
- 11 関係者との連携

八戸圏域水道企業団では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえて水質検査計画を策定し、これまで 行ってきました検査結果の公表と併せ、水道水が安全で良質であることを、さらにご理解いただけるよ う公表しています。

1. 基本方針

1)検査地点

水質基準が適用される給水栓(蛇口)に加え、浄水場の原水(浄水場の入口)、配水池(浄水場の出口)とします。さらに、水道原水の水質を確認するために二河川(馬淵川、新井田川)の本流、支流での水質調査及びダム調査を行います。

2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、水質管理上留意すべき項目の水質管理目標設定項目及び お客様に給水されている水道水がより安全で良質であることを確認するために企業団が独自に行う水質項目 とします。

3)検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。 水質基準項目の検査は、概ね月1回以上行うこととされている項目については月1回、その他の項目は概ね 3か月に1回とします。

過去の実績から年1回以上あるいは3年に1回以上まで検査を省略可能な検査項目についても、安全性の確認のため、検査頻度を減らさずに年4回の検査頻度とします。

2. 水道事業の概要

1) 給水状況

	令和4年度実績		
給水区域	構成 7 市町 (八戸市、三戸町、五戸町、階上町、南部町、六戸町、おいらせ町)		
給水人口	297,228 人		
給水普及率	97.1%		
給水世帯数	145,012 世帯		
一日最大給水量	87,666 m³ (12月31日)		
一日平均給水量	80,810 m ³		

2) 浄水施設(令和5年度末現在)

,	一大人の正		,
	白山浄水場	蟹沢浄水場	三島浄水場
浄水場名			
所在地	八戸市南白山台一丁目	八戸市大字妙字犬森	八戸市白銀一丁目
原水の種類	馬淵川表流水・新井田川表流水	湧水	浅井戸
施設能力	130,520 m³/∃	15,000 m³/日	10,000 m³/∃
沈でん池	横流式(傾斜板付)	-	-
ろ過池	自然逆流洗浄型サイフォン式 バルブ・ゲート式 アンスラサイト・砂複層	-	-
主な 浄水処理方法	薬品沈殿 急速ろ過 塩素処理 粉末活性炭処理	塩素処理 紫外線消毒処理	塩素処理

3. 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、過去のデータなどから原水水質の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない 項目を示しました。

原水の状況

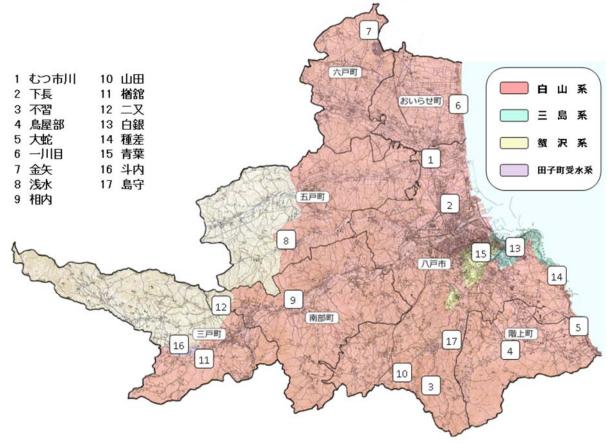
	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
	降雨等による高濁水発生	濁度
馬淵川・新井田川	農薬散布	農薬類
(白山浄水場)	油類等による汚染事故	油分
	薬類の増殖 かび臭、生ぐさ臭など	かび臭、生ぐさ臭など
蟹沢湧水	原水に含まれる硬度の上昇	硬度
(蟹沢浄水場)	堆肥等の影響	硝酸態窒素
(鱼八伊小场)	降雨、地震等による濁度の上昇	濁度
一点净井台	原水に含まれる硬度の上昇	硬度
三島浅井戸 (三島浄水場)	堆肥等の影響	硝酸態窒素
(一屆伊小物)	降雨、地震等による濁度の上昇	濁度

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。 水道水は、これまでの検査結果から水質基準を十分満足しており安全で良質な水です。

4. 検査地点

1)給水栓(蛇口)

浄水場及び配水系統ごとに、検査地点を設け、圏域内 17 か所で検査を行います。 水道法に基づく1日1回行う検査は、配水池系統毎に地点を設定し検査を行います。



2) 浄水場の入口(原水) と出口

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の入口と出口の水を検査します。

5. 水質検査項目と検査頻度

1) **毎日検査項目**(表1参照)

色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の3項目の検査は、水道法に基づき水質自動監視装置及び給水栓(蛇口)において1日1回以上行います。

2) 水質基準項目(表2参照)

水道法により51項目が定められています。

(1)給水栓(蛇口)

51 項目の検査を給水栓(蛇口) 4 か所で年4回行います。ただし、かび臭の原因となる項目(No.42 及びNo.43)については、藻類の発生時期に併せて月1回以上行います。

また、給水栓(蛇口) 17 か所(51 項目の検査を行う給水栓 4 か所を含む)において月1回12項目の検査を行います。

(2) 浄水場出口

浄水場出口から給水栓(蛇口)までの間で濃度変化しない水道法上検査を省略することのできる 17 項目 (No.3~5,7,12~20,36,41,44,45) も加えた 51 項目の検査を年4回行います。ただし、かび臭の原因となる項目 (No.42 及び No.43) については、藻類の発生時期に併せて月1回以上行います。

また、水質管理の面から月1回16項目の検査を行います。

(3) 浄水場入口(原水)

塩素消毒により副次的に生成される項目(No.21~31)と味(No.48)を除く 39 項目の検査を年4回行います。かび臭の原因となる項目(No.42 及び No.43)については、これらの物質を産生する藻類の発生時期に併せて月1回以上行います。これに加え、浄水処理工程における適正な水質管理の面から月1回 14 項目の検査を行います。

3) 企業団が独自に行う水質検査項目(表3参照)

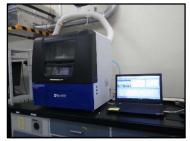
水質管理目標設定項目及びその他の項目は、水道水質管理上留意すべきものとして必要な項目について水質基準項目の頻度に準じて行います。

なお、水質管理目標設定項目の亜塩素酸と二酸化塩素については、浄水処理工程で二酸化塩素を使用していないため、検査は省略します。また、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)は水質基準項目の有機物(全有機炭素(TOC)の量)で代替することします。

水質検査で使用する主な検査機器



▲誘導結合プラズマ質量分析計 (金属類の分析)



▲還元気化水銀測定装置 (水銀の分析)



▲液体クロマトグラフ質量分析計 (農薬類などの分析)



▲パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析計 (揮発性有機化合物・かび臭原因物質の分析)

表1 毎日検査項目の検査頻度

No.	1日1回行う検査項目	評価	検査頻度 (回/年)		
NO.	1 日 1 四 11 7 快 且 快 日	計画	給水栓(蛇口)		
1	色	異常でないこと	365		
2	濁り	異常でないこと	365		
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上	365		

表 2 水質基準項目及び検査頻度

表 2	水質基準項目及び検査頻度							
			VI. 1.4	検査頻度(回/年)				
No.	水質基準項目	水質基準値	法で定める 検査頻度	%∆-1.4∧	浄水均	易出口	浄水場入口	コ (原水)
110.	小貝坐千匁口	小貝坐十胆	(回/年)	給水栓 (蛇口)	白山	三島 蟹沢	白山	三島 蟹沢
1	一般細菌	100個/mL以下	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	4	12	12	12	12	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	4	12	12	12	12	12
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	4	12	12	12	-	-
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	4	4	4	4	-	-
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	4	4	4	4	-	-
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4	4	4	4	-	-
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	4	4	4	4	-	-
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	-	-
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	4	4	4	4	-	-
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4	4	4	4	-	-
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	4	4	4	4	-	-
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	4	4	4	4	-	-
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	4	4	4	4	-	-
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	4	4	4	4	4	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	4	4	12	12	12	12
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	4	4	4	4	4	4
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	4	4	12	12	12	12
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	4	4	12	12	12	12
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	4	4	12	12	12	12
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	4 ************************************	4	4	4	4	4
42	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下 0.00001mg/L以下	→ 藻類が発生しない期間を 除き月1回以上	* a	* a	1	* a	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	4	4	4	4	4	4
46	有機物 (TOC)	3mg/L 以下	12	12	12	12	12	12
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	12	12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと	12	12	12	12	_	-
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12
50	色度	5度以下	12	12	12	12	12	12
51	濁度	2度以下	12	12	12	12	12	12
_				_	_	_		

^{*}a:水源で藻類の発生するおそれのある期間に概ね月1回以上行います。

表3 企業団が独自に行う水質検査項目及び検査頻度

			検査頻度(回/年)			
No.	水質管理目標設定項目及びその他の項目	目標値	給水栓 (蛇口)	浄水場出口	浄水場入口 (原水)	
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	
目 02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下(暫定)	4	4	4	
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	
目 04	欠番					
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	4	4	4	
目 06	欠番					
目 07	欠番					
目 08	トルエン	0.4mg/L 以下	4	4	4	
目 09	フタル酸ジ(2 - エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	4	-	4	
目 10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	-	-	-	
目 11	欠番	3 - 1 - 1				
目 12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	-	-	-	
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	4	4	-	
目 14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下(暫定)	4	4	_	
目 15	農薬類	1以下	-	散布時期	散布時期	
目 16	残留塩素	1mg/L以下	12	12	-	
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	4	12	12	
目 18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	12	12	
目 19	遊離炭酸	20mg/L以下	-	-	-	
目 20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	4	4	4	
目 21	メチル-t-ブチルエーテル (MTBE)	0.02mg/L 以下	4	4	4	
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	4	TOC の検査で代替	4	
目 23	臭気強度(TON)	3以下		100の検査で代替	12	
目 24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	4	12	12	
目 25	濁度 	1度以下	12	12	12	
		7.5 程度	12	12	12	
目 26	pH値	-1 程度とし、極力 0 に近づける	- 12	12	12	
目 27	腐食性(ランゲリア指数)					
目 28	従属栄養細菌	2000 個/ml 以下(暫定)	12	12	12	
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	4	4	
目 30 目 31	アルミニウム及びその化合物 ベルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びベルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.1mg/L以下 0.00005mg/L以下(暫定)	-	1	1	
検 04	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L 以下	4	4	4	
検 17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L以下(暫定)	-	1	1	
検 34	トリクロロアセトニトリル	-rox2/201 (HAL)	4	4	-	
検 36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L 以下	4	4	_	
検 39	キシレン	0.4mg/L 以下	4	4	4	
検 46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)		-	1	1	
1/2 10	クリプトスポリジウム	_		-	2	
	ジアルジア	-		-	2	
	嫌気性芽胞菌	-			12	
		-	-	12	12	
	紫外線吸光度(260 n m)	1 -	_	12		

目:水質管理目標設定項目

毒性の評価が暫定的であるか、現在まで水道水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、水道水中に検出される可能性があるものなど、水質管理上留意すべき項目。

検:要検討項目

毒性評価が定まらない、浄水中の存在量が不明等の物質で、情報・知見を収集すべきものとして、国が設定した項目。

※ 目 04、目 06、目 11 は水質基準に移行したことから、目 07 は水質管理目標設定項目から削除されたことから欠番となっています。

6. 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の水質検査は自己検査で行います。ただし、ダイオキシン類については、外部検査機関に委託します。

検査方法については、国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が 定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」)によって行います。

その他の項目の検査方法については、上水試験方法(日本水道協会)等によって行います。

7. 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、給水栓(蛇口)で水質基準値を超えるおそれがある場合には、臨時の 水質検査を行い、水道水の安全性確保に努めます。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は企業団庁舎で閲覧できるほか、企業団ホームページで公表します。

水質検査計画に基づいて水質検査を行い、その結果を企業団ホームページに掲載するほか、水質年報を作成して公表します。

なお、水質検査計画については、水質検査結果をもとに、毎年度、検査項目や検査地点等の見直しを行います。

9. 水質検査結果の評価

検査結果の評価は検査ごとに行い、通常と異なる検査結果の場合は直ちに原因究明を行い、安全な水道水を確保します。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、多種多様にわたっており、その測定も極微量レベルです。企業団では、水質検査の測定値の信頼 性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の 1/10 以下を定量下限値とし、定量下限値付近の測定において変動係数 (CV) が無機物で 10%以下、有機物で 20%以下となるよう検査精度を確保しています。

2) 信頼性保証

水道水質検査結果の信頼性保証を確保するために平成 20 年3月に水道GLP* (Good Laboratory Practice:優良試験所規範)の認定を取得し、令和2年3月に認定を更新しています。また、企業団が独自で行う内部精度管理はもとより、国が実施する外部精度管理に積極的に参加し、分析精度の信頼性を確認しています。

※水道GLPとは、信頼性のある水質検査結果を得るためのルールを定めたもので、検査機関が行う水質分析や試験が適正に実施され、技術的能力が適格であることを公益社団法人日本水道協会が客観的に評価し、認定する制度です。なお、令和6年7月に認定更新予定です。



3)検査方法の妥当性評価

水質検査は、厚生労働省が定めた「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」により妥当性を確認した標準作業書にしたがって行っています。

11. 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、各関係機関と連携し水質検査等を行います。

馬淵川や新井田川で水質汚染事故が発生した場合には、水源を共有する水道事業体並びに河川流域の各関係機関との水質汚染事故緊急連絡体制で情報交換を図りながら、現地調査を行い、浄水場での活性炭注入など適正な浄水処理により、常に安全で良質な水道水を供給していきます。

問い合わせ先

八戸圏域水道企業団 水質管理課

〒039-1112 八戸市南白山台一丁目 11-10

TEL 0178-27-0312 FAX 0178-27-0302

HP https://www.water-supply.hachinohe.aomori.jp/

